

平成23年度配水管布設工事ランク付基準

[基本的な考え方]

指名競争入札を当面採用するのは、ライフラインとしての水道の重要性に鑑み、災害時の速やかな復旧、将来に向けての業者の育成・技術力向上の必要性からであり、漏水修繕業務施工実績、防災協定締結の有無を加味したランク付けとする。以下評価項目・配点とも従前と変更なし。(平成22年度基準と変更なし。)

(1) 経営事項審査点(60点):

①1050点を60点満点として、 $17.5 (= 1050 \div 60)$ で割って60点換算(60点まで)

(2) 竣工検査点(30点):

②工事の規模・難易度を勘案し、請負額2500万円以下の工事については、検査点を0.9掛けし評価点とする。

③②に基づき、各資格者ごとの検査点平均点を算出する。(=合計点/落札件数)

④各資格者の平均点より45点減じて竣工検査点とする。(30点まで)

(3) 社会性(10点)

[基本的な考え方]に基づき、平成22年度漏水修繕業務受託契約者に加点する。

上水道(松江簡易水道含む)分契約者に7点。各支所簡易水道分契約者に3点。

○ランク付け(A・B)評価するのは、平成22年度落札契約実績のある業者。

落札実績の無い者は、評価の対象外(C)ランクとする。ただし、22年度Aランク業者はBランクに評価する。

○平成22年度130万円以上の配水管布設工事(入札分)の竣工検査点を評価対象とする。

工期が平成23年度にわたる工事のみ落札契約実績のある者は、当然竣工検査点は計算不能であるが(23年度の検査点として評価)、経営事項審査点が大幅に下落していない場合は、22年度格付と同等の能力を持つとみなし、ランクは落とさない。同様に、平成22年度落札契約実績の無い者でも、平成21年度に落札契約をし、22年度も繰越工事を行った実績のみしか無い業者は、その竣工検査点を評価対象とする。

○防災協定未締結業者は

1. 点数該当ランクより1ランク下げる
2. Cランクの場合、指名回数を通常の半分以下に制限する。

○Aランク業者は、平成22年度漏水修繕契約を締結し、修繕実績を持つ者に限るものとする。

Aランク=65点超とする。

Bランク=65点以下45点以上とする。

Cランク=落札契約実績が無いか45点未満の業者。

(「等級区分を定めたときの基準」入札契約適正化指針)

ランク別配水管布設工事入札参加資格者名簿
(平成23年度)

* 市内業者

ランク	業者名	所在地
A	山陰クボタ水道用材(株)	松江市平成町182番地15
	アクアシステム(株) 松江支店	松江市八幡町896-2
	山陰酸素エンジニアリング(株)	松江市平成町182-29
	シンセイ技研(株)	松江市平成町182番地37
	(株)豊和設備	松江市東津田町1205番地3
	新和設備工業(株)	松江市平成町182番地22
	(株)太陽水道工事	松江市学園南1丁目16番6号
	山陰水道工業(株)	松江市母衣町83番地6
	(株)大湖設備	松江市浜乃木5丁目10番3号
	松江管工(有)	松江市東朝日町207番地1
	石田電気水道(有)	松江市東朝日町82番地4
	(有)東部水道	松江市下東川津町158番地1
	柳楽技研(有)	松江市淞北台5番23号
	島根水道(株)	松江市宍道町佐々布213番地25
B	(株)三徳興産 松江営業所	松江市八束町江島100-2
	(有)福原土木水道工業所	松江市西津田5丁目6番17号
	(有)宇都宮工業	松江市竹矢町1212
	山陰温調工業(株)	松江市矢田町250番地105
	八束設備工業(株)	松江市西尾町11番地1
	(有)三原住設工業	松江市八雲町西岩坂890番地2
	(有)花本工業	松江市美保関町森山1668-3
	(有)ホクヨウ	松江市西忌部町35番地2
	(有)丸エム	松江市島根町大芦1470番地
	(有)アイテックいとがわ	松江市宍道町東来待1966番地9
	(有)共伸工業	松江市坂本町19番地2
C	(株)中電工 島根統括支社	松江市西津田4丁目7番10号
	カナツ技建工業(株)	松江市春日町636番地
	山陰冷暖(株) 松江営業所	松江市西津田2丁目12番43号
	一畑住設(株)	松江市宍道町白石229番地23
	(株)増原産業建設	松江市宍道町白石1833番地1
	(有)コタニ	松江市鹿島町御津670番地5
	(有)平石工業	松江市島根町野波392番地6
	(有)三島工業所	松江市八雲町日吉282番地14
	(有)協和工業	松江市下東川津町620番地
	松江電水工業(株)	松江市西津田1丁目1番26号
TERA住宅設備(株)	松江市浜佐田町52	